**別表六（三十一）**　記載要領

1　この表は、青色申告書を提出する法人が租税特別措置法第42条の12の５第１項又は第２項（給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合（令和４年４月１日から令和６年３月31日までの間に開始する各事業年度においてこれらの規定の適用を受ける場合に限る。）に記載すること。

2　「適用可否　⑶」の欄は、次に掲げる場合のいずれかに該当する場合に「可」と記載すること。

⑴　「期末現在の資本金の額又は出資金の額　⑴」の金額が10億円以上であり、かつ、「期末現在の常時使用する従業員の数　⑵」の数が1,000人以上である場合で、租税特別措置法施行令第27条の12の５第１項（給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）に規定する事項を公表している場合（同条第２項に規定する書類の写しの添付がある場合に該当する場合に限る。）

⑵　「期末現在の資本金の額又は出資金の額　⑴」の金額が10億円未満であり、又は「期末現在の常時使用する従業員の数　⑵」の数が1,000人未満である場合

⑶　租税特別措置法第42条の12の５第２項の規定の適用を受ける場合

3　「教育訓練費の額　⑮」の欄は、租税特別措置法施行令第27条の12の５第12項に規定する教育訓練費の額を記載すること。

別表六(三十六)の記載要領②中「、平成15年旧措置法」を「若しくは平成15年旧措置法」に改め、「若しくは租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成13年法律第７号）第１条の規定による改正前の租税特別措置法第42条の７第３項（事業基盤強化設備を賃借した場合の法人税額の特別控除）」を削り、同表を別表六(三十七)とする。

別表六(三十五)の表中

| 供用年度のリース特別控除額<br>（別表六(三十六)「6」の供用年度分） |
|---|

を

| 供用年度のリース特別控除額<br>（別表六(三十七)「6」の供用年度分） |
|---|

に、

| 供用年度後における繰越税額控除限度超過額の控除実額の合計額<br>（別表六(三十六)「7」の合計） |
|---|
| 供用年度の取得に係る繰越税額控除限度超過 |
| （別表六(三十六)「9」の供用年度分） |

| 施<br>額 |
|---|

を

| 供用年度後における繰越税額控除限度超過額の控除実施額の合計額<br>（別表六(三十七)「7」の合計） |
|---|
| 供用年度の取得に係る繰越税額控除限度超過額<br>（別表六(三十七)「9」の供用年度分） |

に改め、同表を別表六(三十六)とする。